

藤枝市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

藤枝市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧藤枝市地域（瀬戸谷地区）

(1) 現況

本地域は、高根山（標高 871m）を中心に急峻な山々が連なり、山あいには茶園が開けている。

特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、本地域ではこれを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、有機農業を含む環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を促し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧藤枝市地域（稲葉地区）

(1) 現況

本地域は、地区内の中央を瀬戸川が流れ、その沿岸に集落と水田が広がり、それを取り囲むように隣接する傾斜地の農用地で、茶、みかん等が栽培されている。

知事特認地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、本地域ではこれを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、有機農業を含む環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を促し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧藤枝市地域（瀬戸谷、稲葉地区以外）

(1) 現況

北部を中心とする山地に続く丘陵地は、標高 300m前後の山が広がり、傾斜地の山腹に階段状の畑が造成され、みかん・茶・たけのこ等が栽培されている。

南部を中心とする平野部は、市街地と水田地帯が形成されている。西南端には、大井川が流れており、平野部一帯はこれらの大小河川の沖積層によってできた沖積平野で、水稻をはじめ、いちご・トマト・キュウリ・花きなど施設園芸が盛んである。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、有機農業を含む環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を促し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 旧岡部町地域

(1) 現況

本地域は、全体が標高200～300mからなる山々及び地域の中央部を縦断して流れる朝比奈川とその支流となる岡部川の水系とによって構成されている。平坦地は全体の20%と極めて少なく、これが朝比奈川によって形成された谷底沖積低地をなし、水田地帯が形成されている。また、南北に伸びる朝比奈川の谷底低地をV字状に囲う山々の斜面地形があり、そこでお茶やみかんの栽培が行われている。

特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、本地域ではこれを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、有機農業を含む環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を促し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	旧藤枝市地域（瀬戸谷地区）	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び第3号に掲げる事業
2	旧藤枝市地域（稲葉地区）	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び第3号に掲げる事業
3	旧藤枝市地域 （瀬戸谷、稲葉地区以外）	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び第3号に掲げる事業

4	旧岡部町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び第3号に掲げる事業
---	--------	---

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域
設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。